平成23年9月定例会(事前) 県土整備委員会資料(その1) 県土整備部

平成23年度 入札契約制度の一部改正について

県内の建設産業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあり、また、最近の入札実施 状況では、最低制限価格等を下回る応札や低入札落札が増加するなど、課題が顕著になっ ており、適正な競争環境の整備を図る観点などから、入札契約制度の一部改正を行います。 改正内容については、次のとおりです。

1. 設計金額の公表方法の見直し

有効桁数2桁を表示していた「設計概算額」としての公表方法を見直し、当分の間、 平成22年度までの設計金額(税抜き、千円単位)にて事前公表することとします。 (ただし、設計金額を事後公表している工事は除く。)

2. 最低制限価格等へのランダム (無作為)係数の導入

県が発注する建設工事について、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の現行の算定式に、電子入札システムで自動決定される「ランダム(無作為)係数」を乗じて得た価格を、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格とします。

(1)最低制限価格制度(設計金額3千万円未満の工事)

最低制限価格

〈土木工事の例〉

最低制限価格= 最低制限基本価格[税抜き]※1 ×ランダム係数 ×1.05

※1 最低制限基本価格[税抜き]=(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.3)

ただし、この算式により算出した基本価格が予定価格[税抜き]の9/10を超える場合は、 9/10を最低制限基本価格[税抜き]とします。

(2)低入札価格調査制度(設計金額3千万円以上の工事)

|低入札価格調査基準価格|

〈土木工事の例〉

調査基準価格= 調査基本価格[税抜き]※2 ×ランダム係数 ×1.05

※2 調査基本価格[税抜き]=(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9 +現場管理費×0.8+一般管理費等×0.3)

ただし、この算式により算出した基本価格が予定価格[税抜き]の9/10を超える場合は、 9/10を調査基本価格[税抜き]とし、

7/10に満たない場合は、7/10を調査基本価格[税抜き]とします。

失格基準価格

〈土木工事の例〉

失格基準価格= 失格基本価格[税抜き]※3 ×ランダム係数 ×1.05

※3 失格基本価格[税抜き]=(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9 +現場管理費×0.75+一般管理費等×0.3)

ただし、この算式により算出した基本価格が予定価格[税抜き]の9/10を超える場合は、 9/10を失格基本価格[税抜き]とします。

(3)ランダム係数について

発注者及び入札参加者の意思に関係なく、電子入札システムにおける電子くじ番号を基に、「0.9970~ 1.0030」の範囲で0.0005刻みの数値をシステム内で自動決定する係数であり、入札毎に算定します。

3. 失格基準価格の見直し

ダンピング防止対策の観点から、失格基準価格の算定式のうち、現場従業員の福利厚生費など雇用の維持に不可欠な管理的経費を確保するため、「現場管理費」の必要経費率を改正し、失格基準価格の引き上げを図ります。

| 失格基準価格 |

〈土木工事の例〉

失格基準価格= 失格基本価格[税抜き]※3 × ランダム係数 ×1.05

※3 失格基本価格[税抜き]=(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.75+一般管理費等×0.3)

ただし、この算式により算出した基本価格が予定価格[税抜き]の9/10を超える場合は、 9/10を失格基本価格[税抜き]とします。

4. 実施時期

平成23年10月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用します。